

電話 096-381-0110 内線 2242・2243

5 入札手続

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成16年10月29日から平成16年11月24日までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後6時15分までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成16年11月25日（木曜）午後1時30分から
イ 場所
熊本県警察本部10階多目的ホールC
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成16年11月24日（水曜）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書の締結
ア 契約書作成の要否
要する。
イ 契約の締結期限
落札決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を

提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公営企業管理規程第4号

熊本県企業局公舎貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月29日

熊本県公営企業管理者 永田昭三

熊本県企業局公舎貸与規程の一部を改正する規程

熊本県企業局公舎貸与規程（昭和39年電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

「5 市房発電所に勤務する者に貸与する職員合宿舎

公舎番号	公舎の所在地	延面積（倉庫を含む。）
合宿第二号	熊本県球磨郡湯前町塩利	565.28㎡

別表中

6 緑川発電所に勤務する者に貸与する職員合宿舎

公舎番号	公舎の所在地	延面積（倉庫を含む。）
合宿第三号	熊本県下益城郡砥用町石野字明無瀬	410.23㎡

を

「5 市房発電所に勤務する者に貸与する職員合宿舎
削除

6 緑川発電所に勤務する者に貸与する職員合宿舎

公舎番号	公舎の所在地	延面積（倉庫を含む。）
合宿第三号	熊本県下益城郡美里町石野字明無瀬	410.23㎡

に改める。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第5号

熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月29日

熊本県公営企業管理者 永田昭三

熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程

熊本県企業局無線管理規程（昭和56年熊本県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

〃	〃	けんでんふなつ	(送受信所) 熊本県下益城郡砥用町涌井字折立 (通信所) 船津ダム見張所内
〃	〃	れいたいばしけいほう	熊本県下益城郡砥用町大字清水字鍵の戸
〃	〃	くわづるけいほう	熊本県下益城郡砥用町大字豊富字桑鶴
〃	〃	ふくらけいほう	熊本県下益城郡砥用町大字豊富字福良
〃	〃	はきあいけいほう	熊本県下益城郡砥用町大字豊富字霍

を

〃	〃	けんでんふなつ	(送受信所及び通信所) 熊本県下益城郡美里町 船津ダム見張所内
〃	〃	れいたいばしけいほう	熊本県下益城郡美里町清水字鍵の戸
〃	〃	くわづるけいほう	熊本県下益城郡美里町豊富字桑鶴
〃	〃	ふくらけいほう	熊本県下益城郡美里町豊富字福良
〃	〃	はきあいけいほう	熊本県下益城郡美里町豊富字霍

涌井字折立

基地局	〃	けんでんふなつ	(送受信所) 熊本県下益城郡砥用町 (通信所) 船津ダム見張所内 (通信所) 熊本県下益城郡砥用町柏 緑川第一発電所内 (通信所) 熊本県熊本市水前寺六丁 熊本県企業局内
-----	---	---------	--

			(通信所) 熊本県熊本市水前寺六丁 発電総合管理所内
移動局	"	けんでんふなつ 11	熊本県内 (常置場所) 熊本県下益城郡砥用町 (通信所) 船津ダム見張所内

涌井字折立
川字東明無瀬
目 18 番 1 号
目 48 番 40 号
涌井字折立

を

基地局	"	けんでんふなつ	(送受信所及び通信所) 熊本 船津 (通信所) 熊本県下益城郡美 緑川第一発電所内 (通信所) 熊本県熊本市水前 熊本県企業局内 (通信所) 熊本県熊本市水前 発電総合管理所内
移動局	"	けんでんふなつ 11	熊本県内 (常置場所及び通信所) 熊本

県下益城郡美里町涌井字折立
ダム見張所内
里町柏川字東明無瀬
寺六丁目 18 番 1 号
寺六丁目 48 番 40 号
県下益城郡美里町涌井字折立
船津ダム見張所内

に改める。

附 則
この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 6 号

船津ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 16 年 10 月 29 日

熊本県公営企業管理規程 永 田 昭 三

船津ダム操作規程の一部を改正する規程
船津ダム操作規程(昭和 45 年熊本県公営企業管理規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の (一) の項中

砥用町長	砥用町役場総務課
熊本県公営企業管理者	企業局工務課
発電総合管理所長	発電総合管理所

を

美里町長	美里町総務課
熊本県公営企業管理者	熊本県企業局工務課
熊本県企業局発電総合管理所長	熊本県企業局発電総合管理所

に、(二) の項中

九州地方整備局長	熊本工事事務所河川管理課
九州電力㈱甲佐発電所長	甲佐ダム管理所

を

九州地方整備局長	熊本河川国道事務所河川管理課
九州電力株式会社熊本電力所長	熊本電力所土木課ダム総合管理室

に改める。